

3 銃砲刀剣類所持等取締法関係

(2) 教習資格認定証の交付・猟銃用火薬類等譲受許可申請及び同許可証の交付

ア 郵送手続希望の申し出

※ 教習資格認定申請は、郵送による手続をすることはできません。
管轄警察署に教習資格認定申請をする時等に「教習資格認定証の交付」「猟銃用火薬類等譲受許可申請」「猟銃用火薬類等譲受許可証の交付」について、郵送の手続を希望する旨を伝える。

～ 管轄警察署から教習資格認定の通知（電話連絡）を受けた後 ～

イ 書類の準備（猟銃用火薬類等譲受許可申請の郵送）

- 猟銃用火薬類等譲受許可申請書（猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令別記様式第2号） ※ 必要事項を記載する。
- 火薬類等消費計画書 ※ 必要事項を記載する。
- 静岡県収入証紙 2,400円分
- 返信用レターパックプラス

ウ 郵送

- 猟銃用火薬類等譲受許可申請書の「申請年月日」には、発送日を記載。
- 簡易書留 又は レターパックプラス
で管轄警察署あてに郵送する。

※ 郵便が管轄警察署に到達し、内容に問題なく、かつ、猟銃用火薬類譲受許可がなされれば、後日、管轄警察署から「教習資格認定証」と「猟銃用火薬類譲受許可証」が郵送されてきます。

（不備等があれば、管轄警察署から連絡をします。）